

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令
案新旧対照条文

一	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第一条関係）	1
二	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（第二条関係）	4
三	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第三条関係）	5
四	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百五十七号）（第四条関係）	17
五	近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（第五条関係）	18
六	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四十三年政令第六十三号）（第六条関係）	21
七	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（第七条関係）	22
八	筑波研究学園都市建設法施行令（昭和四十五年政令第二百四十号）（第八条関係）	26
九	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（第九条関係）	27
十	日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（第十条関係）	28

十一	幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）（第十一条関係）	29
十二	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）（第十二条関係）	30
十三	多極分散型国土形成促進法施行令（昭和六十三年政令第九十四号）（第十三条関係）	31
十四	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（第十四条関係）	32
十五	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（第十五条関係）	33
十六	景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（第十六条関係）	34
十七	独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（第十七条関係）	38
十八	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（第十八条関係）	40

改正案	現行
<p>（地区計画等の区域内において条例で定める制限）</p> <p>第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 垣又は柵の構造の制限 建築物に附属する門又は扉の構造をその高さ、形状又は材料によつて定めた制限であること。</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 建築物の特定地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定地区防災施設をいう。以下この条において同じ。）に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合（以下この条において「特定地区防災施設に係る間口率」という。）の最低限度 十分の七以上十分の九以下の範囲内の数値であること。</p> <p>十二 建築物の構造に関する防火上必要な制限 次に掲げるものであること。</p> <p>イ 特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、次の(1)及び(2)に掲げる構造としなければならないとされるものであること。</p>	<p>（地区計画等の区域内において条例で定める制限）</p> <p>第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 垣又はさく^レの構造の制限 建築物に附属する門又は扉の構造をその高さ、形状又は材料によつて定めた制限であること。</p> <p>十 （略）</p> <p>十一 建築物の特定地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定地区防災施設をいう。以下この条において同じ。）に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合（以下この条において「特定地区防災施設に係る間口率」という。）の最低限度 十分の七以上十分の九以下の範囲内の数値であること。</p> <p>十二 建築物の構造に関する防火上必要な制限 次に掲げるものであること。</p> <p>イ 特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物に関して、次の(1)及び(2)に掲げる構造としなければならないとされるものであること。</p>

(1) (略)

(2) その敷地が特定地区防災施設に接する建築物（特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線からの高さ（次項において「特定地区防災施設からの高さ」という。）が五メートル未満の範囲は、空隙のない壁が設けられる等防火上有効な構造であること。

ロ (略)

十三 (略)

十四 建築物の構造に関する遮音上必要な制限 その敷地が沿道整備道路に接する建築物（沿道整備道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の沿道整備道路の路面の中心からの高さが五メートル未満の範囲を空隙のない壁が設けられたものとする等遮音上有効な構造としなければならないとされるものであること。

十五 建築物の構造に関する防音上必要な制限 学校、病院、診療所、住宅、寄宿舎、下宿その他の静穏を必要とする建築物で、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、防音上有効な構造とする必要があるものの居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものに関して、次のイからハまでに掲げる構造としなければならないとされるものであること。

イ 窓及び出入口は、閉鎖した際防音上有害な空隙が生じないもので

(1) (略)

(2) その敷地が特定地区防災施設に接する建築物（特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線からの高さ（次項において「特定地区防災施設からの高さ」という。）が五メートル未満の範囲は、空隙のない壁が設けられる等防火上有効な構造であること。

ロ (略)

十三 (略)

十四 建築物の構造に関する遮音上必要な制限 その敷地が沿道整備道路に接する建築物（沿道整備道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の沿道整備道路の路面の中心からの高さが五メートル未満の範囲を空隙のない壁が設けられたものとする等遮音上有効な構造としなければならないとされるものであること。

十五 建築物の構造に関する防音上必要な制限 学校、病院、診療所、住宅、寄宿舎、下宿その他の静穏を必要とする建築物で、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、防音上有効な構造とする必要があるものの居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものに関して、次のイからハまでに掲げる構造としなければならないとされるものであること。

イ 窓及び出入口は、閉鎖した際防音上有害な空隙が生じないもので

あり、これらに設けられる戸は、ガラスの厚さ（当該戸が二重以上になつている場合は、それぞれの戸のガラスの厚さの合計）が〇・五センチメートル以上であるガラス入りの金属製のもの又はこれと防音上同等以上の効果のあるものであること。

ロ（略）

ハ 屋根及び壁は、防音上有害な空隙のないものであるとともに、防音上支障がない構造のものであること。

2
〜
12
（略）

あり、これらに設けられる戸は、ガラスの厚さ（当該戸が二重以上になつている場合は、それぞれの戸のガラスの厚さの合計）が〇・五センチメートル以上であるガラス入りの金属製のもの又はこれと防音上同等以上の効果のあるものであること。

ロ（略）

ハ 屋根及び壁は、防音上有害な空隙のないものであるとともに、防音上支障がない構造のものであること。

2
〜
12
（略）

改正案	現行
<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第<u>百一条</u></p> <p>五～七 （略）</p>	<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第<u>百条</u></p> <p>五～七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）</p> <p>第二十条の二（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 法第三十一条の二第二項第十号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>イ その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が、同条第三項に規定する再開発等促進区内又は同条第四項に規定する開発整備促進区内である場合には当該都市施設又は同条第五項第一号に規定する施設の用に供される土地とし、幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には当該都市計画施設、同条第二項第一号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第一号に規定する施設の用に供される土地とする。）が確保されていること。</p>	<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）</p> <p>第二十条の二（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 法第三十一条の二第二項第十号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>イ その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が、同条第三項に規定する再開発等促進区内又は同条第四項に規定する開発整備促進区内である場合には当該都市施設又は同条第五項第二号に規定する施設の用に供される土地とし、幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には当該都市計画施設、同条第二項第二号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設の用に供される土地とする。）が確保されていること。</p>

ロ・ハ (略)

12 (略)

13 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第三十七条第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区 同条第二項第一号に

ロ・ハ (略)

12 (略)

13 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第三十七条第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区 同条第二項第三号に

規定する地区施設又は同条第五項第一号に規定する施設

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設又は同項第二号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第一号に規定する施設）

三 (略)

14 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区又は区域（同号に規定する既成市街地等内にある地区又は区域を除く。）とする。

一 (略)

二 次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域

イ (略)

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区

規定する地区施設又は同条第五項第二号に規定する施設

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二号に規定する地区防災施設又は同項第三号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設）

三 (略)

14 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区又は区域（同号に規定する既成市街地等内にある地区又は区域を除く。）とする。

一 (略)

二 次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域

イ (略)

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区

域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(1) 当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域について定められた次に掲げる計画において、当該計画の区分に応じそれぞれ次に定める制限が定められていること

(i) 当該地区計画の区域について定められた都市計画法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画 同条第七項第二号に規定する建築物の容積率の最低限度又は建築物等の高さの最低限度

(ii) 当該防災街区整備地区計画の区域について定められた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第二号に規定する防災街区整備計画 同条第三項又は第四項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(iii) 当該沿道地区計画の区域について定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に規定する沿

域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(1) 当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域について定められた次に掲げる計画において、当該計画の区分に応じそれぞれ次に定める制限が定められていること

(i) 当該地区計画の区域について定められた都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画 同条第七項第二号に規定する建築物の容積率の最低限度又は建築物等の高さの最低限度

(ii) 当該防災街区整備地区計画の区域について定められた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号に規定する防災街区整備計画 同条第三項又は第四項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(iii) 当該沿道地区計画の区域について定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿

道地区整備計画 同条第六項第二号に規定する建築物等の
高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(2) (略)

ハ (略)

15
〜
25 (略)

(既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のため
の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)

第二十五条の四 (略)

2 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に規定する中高層の
耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中
高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業
が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるもの
であること及び次に掲げる要件の全てを満たすものであることにつ
き、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第二条第十六号に規定す
る建築主の申請に基づき都道府県知事（当該事業が都市再生特別措
置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生
事業又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に
規定する都市再生整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。第
十六項及び第十七項において同じ。）が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第
六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第一号

道地区整備計画 同条第六項第二号に規定する建築物等の
高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(2) (略)

ハ (略)

15
〜
25 (略)

(既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のため
の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例)

第二十五条の四 (略)

2 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に規定する中高層の
耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中
高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業
が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるもの
であること及び次に掲げる要件の全てを満たすものであることにつ
き、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第二条第十六号に規定す
る建築主の申請に基づき都道府県知事（当該事業が都市再生特別措
置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生
事業又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に
規定する都市再生整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。第
十六項及び第十七項において同じ。）が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第
六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号

に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区 同条第二項第一号に規定する地区施設又は同条第五項第一号に規定する施設

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設又は同項第二号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第一号に規定する施設)

三 (略)

3
22 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 (略)

2
19 (略)

に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区 同条第二項第三号に規定する地区施設又は同条第五項第二号に規定する施設

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設又は同項第三号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設)

三 (略)

3
22 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 (略)

2
19 (略)

20 法第六十二条の三第四項第十号に規定する政令で定める面積は、百五十平方メートルとし、同号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が、同条第三項に規定する再開発等促進区内又は同条第四項に規定する開発整備促進区内である場合には当該都市施設又は同条第五項第一号に規定する施設の用に供される土地とし、幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には当該都市計画施設、同条第二項第一号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第一号に規定する施設の用に供される土地とする。）が確保されていること。

ロ・ハ (略)

21 (略)

22 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要

20 法第六十二条の三第四項第十号に規定する政令で定める面積は、百五十平方メートルとし、同号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が、同条第三項に規定する再開発等促進区内又は同条第四項に規定する開発整備促進区内である場合には当該都市施設又は同条第五項第二号に規定する施設の用に供される土地とし、幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には当該都市計画施設、同条第二項第二号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設の用に供される土地とする。）が確保されていること。

ロ・ハ (略)

21 (略)

22 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要

件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 （略）

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区 同条第二項第一号に規定する地区施設又は同条第五項第一号に規定する施設

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設又は同項第二号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一

件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 （略）

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区 同条第二項第三号に規定する地区施設又は同条第五項第二号に規定する施設

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設又は同項第三号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二

号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第一号に規定する施設）

三（略）

23 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区又は区域（同号に規定する既成市街地等内にある地区又は区域を除く。）とする。

一（略）

二 次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域

イ（略）

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設）

三（略）

23 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区又は区域（同号に規定する既成市街地等内にある地区又は区域を除く。）とする。

一（略）

二 次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域

イ（略）

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

<p>(特定の地区施設等の用に供されている土地等についての課税価格</p>	<p>24 43 ハ (略)</p>	<p>(1) 当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域について定められた次に掲げる計画において、当該計画の区分に応じそれぞれ次に定める制限が定められていること。</p> <p>(i) 当該地区計画の区域について定められた都市計画法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画 同条第七項第二号に規定する建築物の容積率の最低限度又は建築物等の高さの最低限度</p> <p>(ii) 当該防災街区整備地区計画の区域について定められた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画 同条第三項又は第四項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度</p> <p>(iii) 当該沿道地区計画の区域について定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画 同条第六項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度</p>
---------------------------------------	--------------------------------	--

<p>(特定の地区施設等の用に供されている土地等についての課税価格</p>	<p>24 43 ハ (略)</p>	<p>(1) 当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域について定められた次に掲げる計画において、当該計画の区分に応じそれぞれ次に定める制限が定められていること。</p> <p>(i) 当該地区計画の区域について定められた都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画 同条第七項第二号に規定する建築物の容積率の最低限度又は建築物等の高さの最低限度</p> <p>(ii) 当該防災街区整備地区計画の区域について定められた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画 同条第三項又は第四項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度</p> <p>(iii) 当該沿道地区計画の区域について定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画 同条第六項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度</p>
---------------------------------------	--------------------------------	--

の計算の特例)

第四十条の二十四 法第七十一条の十五第一項に規定する政令で定める地区整備計画は、都市計画法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 (略)

二 当該地区整備計画の区域の面積(当該区域内に都市計画道路(都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められた同法第十一条第一項第一号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下この条において同じ。)、地区施設道路(同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設である道路をいう。次項において同じ。))又は一号施設道路(同条第五項第一号に規定する施設(次項において「一号施設」という。))である道路をいう。次項において同じ。))がある場合には、これらの道路(当該道路に既存の道路に該当する部分がある場合には、当該該当する部分を除く。))の面積を除く。))のうちに法第七十一条の十五第一項に規定する地区計画に係る特定の地区施設等(以下この項及び第四項において「地区計画に係る特定の地区施設等」という。))の面積の合計が占める割合が百分の十以上であること又は当該地区計画に係る特定の地区施設等の面積の合計が千平方メートル以上であること。

三 (略)

2 法第七十一条の十五第一項に規定する地区施設その他の施設で政令で定めるものは、都市計画法第十二条の五第二項第一号に規定す

の計算の特例)

第四十条の二十四 法第七十一条の十五第一項に規定する政令で定める地区整備計画は、都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画で、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 (略)

二 当該地区整備計画の区域の面積(当該区域内に都市計画道路(都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められた同法第十一条第一項第一号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下この条において同じ。))、地区施設道路(同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設である道路をいう。次項において同じ。))又は二号施設道路(同条第五項第二号に規定する施設(次項において「二号施設」という。))である道路をいう。次項において同じ。))がある場合には、これらの道路(当該道路に既存の道路に該当する部分がある場合には、当該該当する部分を除く。))の面積を除く。))のうちに法第七十一条の十五第一項に規定する地区計画に係る特定の地区施設等(以下この項及び第四項において「地区計画に係る特定の地区施設等」という。))の面積の合計が占める割合が百分の十以上であること又は当該地区計画に係る特定の地区施設等の面積の合計が千平方メートル以上であること。

三 (略)

2 法第七十一条の十五第一項に規定する地区施設その他の施設で政令で定めるものは、都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定す

る地区施設（地区施設道路を除く。）で当該地区施設に係る法第七
十一条の十五第一項に規定する地区計画に定める同号に規定する地
区整備計画において定める都市計画法第十二条の五第七項第一号に
掲げる配置及び規模に適合しているもの並びに一号施設（一号施設
道路を除く。）で当該一号施設に係る当該地区計画に定める同条第
五項第一号に掲げる配置及び規模に適合しているものとする。

3
5
（略）

る地区施設（地区施設道路を除く。）で当該地区施設に係る法第七
十一条の十五第一項に規定する地区計画に定める同号に規定する地
区整備計画において定める都市計画法第十二条の五第七項第一号に
掲げる配置及び規模に適合しているもの並びに二号施設（二号施設
道路を除く。）で当該二号施設に係る当該地区計画に定める同条第
五項第二号に掲げる配置及び規模に適合しているものとする。

3
5
（略）

○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（近郊整備区域建設計画等に定めるべき施設）</p> <p>第三条 法第四條第一項第八号に規定する政令で定める主要な施設は、通信施設、医療施設、職業訓練施設その他当該近郊整備区域又は都市開発区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設とする。</p>	<p>（近郊整備区域建設計画等に定めるべき施設）</p> <p>第三条 法第四條第一項第四号に規定する政令で定める主要な施設は、通信施設、医療施設、職業訓練施設その他当該近郊整備区域又は都市開発区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設とする。</p>

○ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（第五条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(法第四條第一項の政令で定める施設)</p> <p>第一條 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>第四條第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>第二條</p> <p>(近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)</p> <p>第三條 法第八條第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二條第一項に規定する廃</p>	<p>(保全区域整備計画の協議の申出)</p> <p>第一條 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>第三條第一項後段の規定による保全区域整備計画の協議の申出は、申出書に係る市町村長との協議の概要を記載した書面を添えてしなければならない。</p> <p>(法第四條第三号の政令で定める施設)</p> <p>第二條 法第四條第三号の政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>第三條</p> <p>(近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)</p> <p>第四條 法第八條第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二條第一項に規定する廃</p>

棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

(保全区域整備計画に基づいて行う行為)

第四条 法第八条第四項第一号の政令で定める行為は、第一条第一号に掲げる施設及びこれに類する施設のうち近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設について行う行為とする。

第五条 法第八条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 五 (略)

六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積(高さが一・五メートルを超えるものを除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ (略)

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1)・(2) (略)

(3) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

ハ (略)

棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

(保全区域整備計画に基づいて行う行為)

第五条 法第八条第四項第一号の政令で定める行為は、第二条第一号に掲げる施設及びこれに類する施設のうち近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設について行う行為とする。

第六条 法第八条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 五 (略)

六 面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積(高さが一・五メートルを超えるものを除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ (略)

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1)・(2) (略)

(3) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

ハ (略)

(公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為)

第六条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 高速自動車国道若しくは道路法(昭和二十七年法律第八十号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般自動車道を除く。)とを連結する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

二(三十二) (略)

第七条

(公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為)

第七条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 高速自動車国道若しくは道路法(昭和二十七年法律第八十号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般自動車道を除く。)とを連結する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

二(三十二) (略)

第八条

○ 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四十三年政令第六十三号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都市整備区域建設計画等の協議の申出）</p> <p>第一条 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項後段の規定による都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の協議の申出は、申出書に係る市町村長との協議の概要及び中部圏開発整備地方協議会の意見の概要を記載した書面を添えてしなければならない。</p> <p>（都市整備区域建設計画等に定めるべき施設）</p> <p>第二条 法第四条第一項第一号又の政令で定める主要な施設は、社会福祉施設、医療施設、職業訓練施設その他当該都市整備区域又は都市開発区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設とする。</p> <p>第三条 法第五条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 八 （略）</p>	<p>（都市整備区域建設計画等の協議の申出）</p> <p>第一条 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項後段の規定による都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の協議の申出は、申出書に係る市町村長との協議の概要及び中部圏開発整備地方協議会の意見の概要を記載した書面を添えてしなければならない。</p> <p>（都市整備区域建設計画等に定めるべき施設）</p> <p>第二条 法第四条第五号又の政令で定める主要な施設は、社会福祉施設、医療施設、職業訓練施設その他当該都市整備区域又は都市開発区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設とする。</p> <p>第三条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>一 八 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（地区施設）</p> <p>第七条の四 法第十二条の五第二項第一号の政令で定める施設は、都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p> <p>（再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画において定める施設）</p> <p>第七条の五 法第十二条の五第五項第一号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p> <p>（地区計画の策定に関する基準）</p> <p>第七条の七 地区計画を都市計画に定めるについて必要な政令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地区施設及び法第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模は、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計画と併せて効果的な配置及び規模の公共施設を備えた健全な都市環境を形成し、又は保持するよう、必要な位置に適切な規模で定めること。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（地区施設）</p> <p>第七条の四 法第十二条の五第二項第三号の政令で定める施設は、都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p> <p>（再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画において定める施設）</p> <p>第七条の五 法第十二条の五第五項第二号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p> <p>（地区計画の策定に関する基準）</p> <p>第七条の七 地区計画を都市計画に定めるについて必要な政令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地区施設及び法第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及び規模は、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計画と併せて効果的な配置及び規模の公共施設を備えた健全な都市環境を形成し、又は保持するよう、必要な位置に適切な規模で定めること。</p> <p>二 四（略）</p>

(国の利害に重大な関係がある都市計画)

第十二条 法第十八条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。

- 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(法第六条の二第二項第一号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項のうち第三号から第五号までに掲げるものに関する都市計画の決定の方針に限る。)

二〇五 (略)

(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事への協議等を要するもの)

第十三条 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	事項
地区計画(市一・二)(略)	
街化調整区域三	再開発等促進区又は開発整備促進区に関する事項のうち、次に掲げるもの

(国の利害に重大な関係がある都市計画)

第十二条 法第十八条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。

- 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(法第六条の二第二項第二号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項のうち第三号から第五号までに掲げるものに関する都市計画の決定の方針に限る。)

二〇五 (略)

(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事への協議等を要するもの)

第十三条 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	事項
地区計画(市一・二)(略)	
街化調整区域三	再開発等促進区又は開発整備促進区に関する事項のうち、次に掲げるもの

沿道地区計画	歴史的風致維持向上地区計画	防災街区整備地区計画	市街化調整区域内において定める地区計画	めるものを除く。 (削る)
三 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十	一・二 (略) 三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十一条第二項第一号に規定する地区施設のうち道路(袋路状のものを除く。)で幅員八メートル以上のものの配置及び規模 四 (略)	(略)	(略)	イ 法第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模 ロ 土地利用に関する基本方針 四〇七 (略)

沿道地区計画	歴史的風致維持向上地区計画	防災街区整備地区計画	市街化調整区域内において定める地区計画	めるものを除く。 (削る)
三 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十	一・二 (略) 三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十一条第二項第四号に規定する地区施設のうち道路(袋路状のものを除く。)で幅員八メートル以上のものの配置及び規模 四 (略)	(略)	(略)	イ 土地利用に関する基本方針 ロ 法第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及び規模 四〇七 (略)

<p>集落地区計画</p>	
<p>(略)</p>	<p>五年法律第三十四号) 第九条第二項第一号に規定する沿道地区施設のうち次に掲げるものの配置及び規模 イ・ロ (略)</p> <p>四 沿道再開発等促進区に関する事項のうち、次に掲げるもの (削る)</p> <p>イ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模</p> <p>ロ 土地利用に関する基本方針</p> <p>五・六 (略)</p>
<p>集落地区計画</p>	
<p>(略)</p>	<p>五年法律第三十四号) 第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設のうち次に掲げるものの配置及び規模 イ・ロ (略)</p> <p>四 沿道再開発等促進区に関する事項のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 土地利用に関する基本方針</p> <p>ロ 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第二号に規定する施設の配置及び規模</p> <p>五・六 (略)</p>

改正案		現行																	
<p>別表（第一条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>市名</td> <td>区</td> <td>市</td> <td>町名</td> </tr> <tr> <td>つくば</td> <td>上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前、高野台、牧園、池の台、松の里、西の沢及び若葉</td> <td>つくば</td> <td>上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前及び高野台</td> </tr> </table>		市名	区	市	町名	つくば	上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前、高野台、牧園、池の台、松の里、西の沢及び若葉	つくば	上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前及び高野台	<p>別表（第一条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td>町名</td> <td>市</td> <td>町名</td> </tr> <tr> <td>つくば</td> <td>上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前及び高野台</td> <td>つくば</td> <td>上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前及び高野台</td> </tr> </table>		市	町名	市	町名	つくば	上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前及び高野台	つくば	上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前及び高野台
市名	区	市	町名																
つくば	上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前、高野台、牧園、池の台、松の里、西の沢及び若葉	つくば	上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前及び高野台																
市	町名	市	町名																
つくば	上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前及び高野台	つくば	上沢、大穂、立原、南原、花畑、西沢、旭、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、北郷、西原、八幡台、春日、東新井、二の宮、小野川、松代、大わし、藤本、観音台、長峰、東、稲荷前及び高野台																
<p>備考 この表に掲げる区域は、それぞれ平成二十三年八月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。</p>		<p>備考 この表に掲げる区域は、それぞれ平成十一年十月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。</p>																	

○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（第九条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（先買いに係る土地がその用に供されなければならない事業）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第九条第一項第四号ハに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一條第一項に規定する同意基本構想において定められた同法第七條第二項第三号に規定する中核的民間施設若しくは同項第四号に規定する中核的施設又は同法第二十六條に規定する同意基本構想において定められた同法第二十三條第二項第三号に規定する中核的民間施設若しくは同項第四号に規定する中核的施設の整備に関する事業</p> <p>二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八條第一項に規定する同意基本計画において定められた同法第六條第二項第一号の事業</p> <p>三（略）</p>	<p>（先買いに係る土地がその用に供されなければならない事業）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第九条第一項第四号ハに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一條第一項に規定する同意基本構想において定められた同法第七條第二項第四号に規定する中核的民間施設若しくは同項第五号に規定する中核的施設又は同法第二十六條に規定する同意基本構想において定められた同法第二十三條第二項第四号に規定する中核的民間施設若しくは同項第五号に規定する中核的施設の整備に関する事業</p> <p>二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八條第一項に規定する同意基本計画において定められた同法第六條第二項第二号の事業</p> <p>三（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（評価委員の任命）</p> <p>第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）<u>第四条第五項</u>の評価委員は、必要の都度、国土交通大臣が国土交通省の職員のうちから一人任命し、理事長が次に掲げる者のうちからそれぞれ一人ずつ国土交通大臣の認可を受けて任命する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（評価委員の任命）</p> <p>第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）<u>第四条第六項</u>の評価委員は、必要の<u>つど</u>、国土交通大臣が国土交通省の職員のうちから一人任命し、理事長が次に掲げる者のうちからそれぞれ一人ずつ国土交通大臣の認可を受けて任命する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第九條第二項第一号の政令で定める施設）</p> <p>第四條 法第九條第二項第一号の政令で定める施設は、公園、緑地、広場その他の公共空地（緩衝空地を除く。）又は道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路を除く。以下同じ。）とする。</p> <p>（法第九條第四項第一号の政令で定める施設）</p> <p>第五條 法第九條第四項第一号の政令で定める施設は、道路若しくは道又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p>	<p>（法第九條第二項第二号の政令で定める施設）</p> <p>第四條 法第九條第二項第二号の政令で定める施設は、公園、緑地、広場その他の公共空地（緩衝空地を除く。）又は道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路を除く。以下同じ。）とする。</p> <p>（法第九條第四項第二号の政令で定める施設）</p> <p>第五條 法第九條第四項第二号の政令で定める施設は、道路若しくは道又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p>

○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）

（第十二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号。以下この号において「多極法」という。）<u>第七条第二項第二号に規定する重点整備地区</u>において同項第三号に規定する中核的民間施設（財務大臣の定める基準に適合するものに限る。）を整備する事業で多極法第十条第一項に規定する同意基本構想に基づいて行われるもの及び多極法第二十二條第三項第三号に規定する業務施設集積地区において同項第四号に規定する中核的民間施設（財務大臣の定める基準に適合するものに限る。）を整備する事業で多極法第二十六條に規定する同意基本構想に基づいて行われるもの</p> <p>五 一三（略）</p>	<p>（法第三条第一項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号。以下この号において「多極法」という。）<u>第七条第二項第三号に規定する重点整備地区</u>において同項第四号に規定する中核的民間施設（財務大臣の定める基準に適合するものに限る。）を整備する事業で多極法第十条第一項に規定する同意基本構想に基づいて行われるもの及び多極法第二十二條第三項第三号に規定する業務施設集積地区において同項第四号に規定する中核的民間施設（財務大臣の定める基準に適合するものに限る。）を整備する事業で多極法第二十六條に規定する同意基本構想に基づいて行われるもの</p> <p>五 一三（略）</p>

○ 多極分散型国土形成促進法施行令（昭和六十三年政令第九十四号）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（振興拠点地域に係る中核的施設） 第四条 法第七條第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 一 一五 （略）</p>	<p>（振興拠点地域に係る中核的施設） 第四条 法第七條第二項第四号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 一 一五 （略）</p>

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（基本計画に係る教養文化施設等） 第四条 法第六条第五項の政令で定める施設は、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設及び集会施設とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（基本計画に係る教養文化施設等） 第四条 法第六条第四項の政令で定める施設は、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設及び集会施設とする。</p>

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（第十五条関係）（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（法第三十二条第二項第二号の政令で定める施設） 第八条 法第三十二条第二項第二号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（法第三十二条第二項第三号の政令で定める施設） 第八条 法第三十二条第二項第三号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（特定公共施設）</p> <p>第二条 法第八條第二項第四号口の政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）</p> <p>第三条 法第八條第二項第四号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項第一号、第七号及び第十五号（同法第二十二條第三項の許可については、同法第二十条第三項第一号及び第七号）に掲げる行為とする。</p> <p>（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）</p> <p>第四条 法第八條第四項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。</p> <p>一〇三 （略）</p> <p>四 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（</p>	<p>（特定公共施設）</p> <p>第二条 法第八條第二項第五号口の政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）</p> <p>第三条 法第八條第二項第五号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項第一号、第七号及び第十五号（同法第二十二條第三項の許可については、同法第二十条第三項第一号及び第七号）に掲げる行為とする。</p> <p>（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）</p> <p>第四条 法第八條第三項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。</p> <p>一〇三 （略）</p> <p>四 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（</p>

昭和四十五年法律第三十七号) 第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。) 、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号) 第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。) その他の物件の堆積

五〇七 (略)

(景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

第五条 法第八条第四項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第四条第十二項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。)の制限は、開発行為後の地^地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。
- 三 (略)

(景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画)

第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

一〇十六 (略)

昭和四十五年法律第三十七号) 第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。) 、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号) 第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。) その他の物件の堆積

五〇七 (略)

(景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

第五条 法第八条第三項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第四条第十二項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。)の制限は、開発行為後の地^地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。
- 三 (略)

(景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画)

第六条 法第八条第八項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

一〇十六 (略)

(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)

第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第四項第二号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

(条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準)

第二十二条 法第七十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

三 第一号の行為についての規制は、次に掲げるものによること。

イ 開発行為についての規制は、開発行為後の地_チ貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、法第七十三条第一項の規定に基づく

条例(以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という

。)で、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度を定め

(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)

第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第三項第二号の制限で景観計画に定められたものすべてが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

(条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準)

第二十二条 法第七十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 第一号の行為についての規制は、次に掲げるものによること。

イ 開発行為についての規制は、開発行為後の地_チ貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、法第七十三条第一項の規定に基づく

条例(以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という

。)で、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度を定め

て行うこと。

ロ・ハ (略)

四 景観地区開発行為等制限条例には、次に掲げる行為についての第二号並びに前号イ及びロの制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ・ハ (略)

ニ 景観計画に法第八条第二項第四号ロに掲げる事項(当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項に限る。)が定められた景観重要公
共施設の整備として行う行為

ホ 法第八条第二項第四号ハ(1)から(6)までの許可(景観計画に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項がその基準として定められて
いるものに限る。)に係る行為

へ・チ (略)

て行うこと。

ロ・ハ (略)

四 景観地区開発行為等制限条例には、次に掲げる行為についての第二号並びに前号イ及びロの制限の適用の除外に関する規定を定めること。

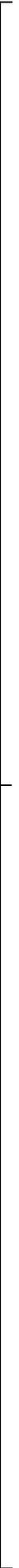
イ・ハ (略)

ニ 景観計画に法第八条第二項第五号ロに掲げる事項(当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項に限る。)が定められた景観重要公
共施設の整備として行う行為

ホ 法第八条第二項第五号ハ(1)から(6)までの許可(景観計画に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項がその基準として定められて
いるものに限る。)に係る行為

へ・チ (略)

改正案	現行
<p>（災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合）</p> <p>第一条 独立行政法人住宅金融支援機構法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条第一項に規定する関連事業計画に住宅部分を有する家屋の除却に関する事項が記載された場合</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合）</p> <p>第二条 法第二条第五項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地すべり等防止法第二十四条第一項に規定する関連事業計画に住宅部分を有する家屋の移転に関する事項が記載された場合</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を除却する必要がある場合）</p> <p>第一条 独立行政法人住宅金融支援機構法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条第四項の規定により住宅部分を有する家屋の除却に関する事項が記載された関連事業計画の内容が公表された場合</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を移転する必要がある場合）</p> <p>第二条 法第二条第五項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地すべり等防止法第二十四条第四項の規定により住宅部分を有する家屋の移転に関する事項が記載された関連事業計画の内容が公表された場合</p> <p>三・四 （略）</p>



○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（第十八条関係）（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（地区施設）</p> <p>第九条 法第三十一条第二項第一号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（地区施設）</p> <p>第九条 法第三十一条第二項第四号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。</p>